



25消第843号
平成26年 2月 4日

愛媛県高圧ガス保安協会長 様

愛媛県県民環境部防災局
消防防災安全課長



フォークリフト用高圧ガス容器に係る未回収容器について

このことについて、長野県から別添（写）のとおり依頼がありましたので、未回収容器等について相談等があれば対応をお願いします。

なお、同県から、容器番号の一部に誤記があったため、「FX14770」は「VFX14770」に修正し、また、当該容器は、1月29日に見つかった旨の連絡があったことを申し添えます。

担当

愛媛県県民環境部防災局

消防防災安全課 保安係 富士

TEL : 089-912-2320





25 も第 273 号
平成 26 年 (2014 年) 1 月 28 日

都道府県 高圧ガス保安法担当課長 様

長野県商工労働部ものづくり振興課長

フォークリフト用高圧ガス容器の未回収容器の流出に関する周知
について (依頼)

このことについて高圧ガス保安法に基づく容器検査所の登録企業である日通商事株式会社から、過去 5 年間の「フォークリフト用高圧ガス容器」の容器再検査において「耐圧試験」を実施せずに合格させていた旨の報告が、平成 25 年 9 月にありました。

当県では事業者に対し、納品先等への注意喚起と一刻も早い回収を指導してきましたが、未検査の疑いのある容器 4,266 本のうち、下記 1 に記載の 27 本につきましては未だ回収できておりません。

未回収の検査容器は東京都、神奈川県、埼玉県、群馬県及び長野県内の事業者に納められていますが、フォークリフトに搭載したまま他の事業者に引き渡されるといったケースもあり、他の道府県に流出した可能性もあります。

つきましては、貴県内の充填所等へ周知いただきますとともに、未回収容器が見つかった場合には下記 2 までご連絡いただけますよう御配慮をお願い申し上げます。

記

1 未回収容器の容器番号

HNJ4744 VFJ27232 VFJ29512 VFJ32131 VFJ32289 VFJ32872 VFJ34016
VFJ34156 VFJ38836 VFJ40232 VFJ55139 VFJ55705 VFK52114 VFK59834
VFK70885 VFK86505 VFW8279 VFW11167 VFW15783 VFX6064 VFX7822
VFX12858 VFX12862 VFX14053 VFX14097 VFX14153 FX14770

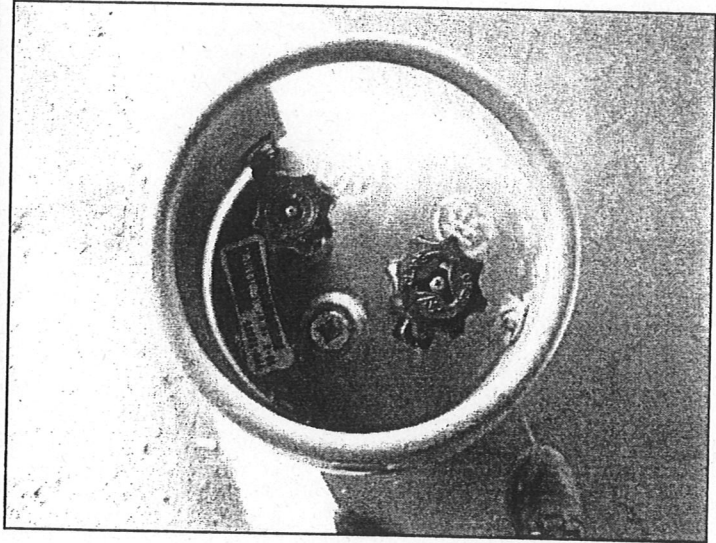
2 連絡先

日通商事株式会社 LP ガス部 お客様ご相談窓口
フリーダイヤル 0120-86-2226

担当	ものづくり振興課生活産業係 上原 卓 (課長) 久保田 裕樹 (担当)
電話	026-235-7132 (直通)
FAX	026-235-7197
Mail	mono@pref.nagano.lg.jp



・フォークリフト用高圧ガス容器



・ガス燃料フォークリフト（参考例）



LPガスの容器で
一部耐圧試験せず

日通商事伊那の検査所

LPガス販売などの日通商事(東京)は25日、伊那市沢渡にある同社検査所で、フオークリフトの燃料用LPガスの一部容器について、耐圧試験をせずに出荷していたと発表した。いつからどれだけの試験をしていなかったか分かっていない。同社は、高圧ガス保安法が5年ごとに試験を行うよう定めていることが

ら、過去5年間に5都県内に出荷した全4266本の回収を進めているが、24日時点で32本(長野県内分は1本)が未回収という。

田中正憲専務らが25日、県庁で記者会見して謝罪した。同社は「容器に亀裂が入る危険性は極めて低い」としているが、ガスが満たされたまま亀裂が入った場合、近くに火の気があると引火する可能性がある。容器の耐用年数は20年間という。6月に内部通報があり発

覚。耐圧試験の件数が集中した際に、納期を間に合わせるために検査担当者の一部で試験を行わなかったことが分かったという。ただ、試験結果を記録した書類が無く、どれだけ試験をしていなかったか分かっていない。

同社は9月、この調査結果を県に報告し、自主回収を始めた。同社は、午前9時〜午後5時にフリーダイヤル(☎0120・86・2226)の相談窓口を設けている。

2013年12月25日

報道関係各位

日通商事株式会社

フォークリフト用LPガス容器の回収・再検査について

日通商事株式会社長野支店^{きわんど}沢渡LPガス事業所（容器検査所）（所在地：長野県伊那市西春近字下河原5292番地）において、検査を実施しているフォークリフト用LPガス容器の一部について、高圧ガス保安法第49条に定める検査の一部を実施せずに出荷していたことが判明しました。法では、5年ごとに外観検査、耐圧試験、防錆塗装及び附属品検査等を行うよう定められておりますが、実施しなかったのは、容器の材料が十分な弾性を持っていることを調べる耐圧試験です。

本件の経緯は、本年6月28日に、弊社長野支店の上部機関である新潟支店LPガス部長に対し、内部通報があり発覚したものです。

7月1日に、沢渡LPガス事業所の検査主任者に対して、事実確認を行なったところ、繁忙期等において大量の検査依頼容器が入庫した際に、納期を間に合わせるために、フォークリフト用LPガス容器の一部について耐圧試験を行わずに出荷したことが判明しました。

その後、長野支店および新潟支店では、耐圧試験を行わずに出荷した容器の特定を行うため、検査に係わる証拠書類の探索、検査主任者に対する事実確認を行いました。過去に遡ることから、本人の記憶が曖昧であり、かつ、耐圧試験を実施した際に試験装置から発行される試験結果レシートを保管せずに破棄していたことが判明し、該当容器を特定することができませんでした。この確認作業のために、現地から本社への報告が8月12日となりました。

本社報告が1ヶ月以上遅れたのは、弊社社員のコンプライアンス意識の欠如と、社内報告体制が徹底されていなかったことが原因で、深く反省をしております。

該当容器の特定が出来ないため、法で定められている検査期間である過去5年に遡り、2008年7月から2013年6月までに当該容器検査所において出荷した全てのフォークリフト用LPガス容器を対象として、自主回収・再検査を実施することといたしました。8月12日本社報告以降、1ヶ月以上を費やし、所有者別に、検査日付・出荷日付・容器種別・記号・刻印番号・製造年月日・充填期限等を5年分調査し、対象の本数が4,266本であることが判明いたしました。

その後、2013年9月17日に長野県上伊那地方事務所商工観光課に報告をし、同日、自主回収を開始いたしました。

LPガスそのもの、及び容器の特性から、容器に亀裂が入る危険性は極めて低いと考えておりますが、耐圧試験を受けていない可能性のある容器が32本回収できておりませんので、引き続き全力で100%の回収を図る所存です。

なお、フォークリフト用LPガス容器は家庭用LPガス容器と種類が異なり、ご家庭でご使用いただいているものではありません。

再発防止といたしまして、沢渡LPガス事業所については、耐圧試験装置から出力される試験結果レシートを検査成績書に添付させ、現地管理職が必ず確認することで、再発は完全に防止されております。

弊社の沢渡以外の容器検査所は全国で5ヶ所あり、調査の結果、適正に検査業務が行われていることを確認しております。

5ヶ所のうち3ヶ所（長崎、郡山、岩手）については、試験データが電算記録によりシステムに残る装置を使用しているため、検査を適正に実施せずに出荷することはありません。

残り2ヶ所（函館、釧路）については、試験結果を目視で確認する装置であるため、試験データが電算記録できる装置への入れ替えを早急に行ってまいります。入れ替えまでの間は、今まで2つの工程を、各1名ずつ単独で作業をしていたところを、2名が同じ作業を行うことにより相互牽制を強化する作業工程に変更すると同時に、現地管理職の日々の見回り等のチェックを実施し、同様の事態の再発を防止いたします。

また、全社において、二度と同様の事件を起こさないよう、LPガス関連社員全員に対し、業法遵守ならびに作業手順の徹底を図る教育を定例化すると同時に、全ての容器検査所に対し、本社保安要員による年2回の査察を実施することにより内部牽制機能の強化を図り、検査所の処理能力に応じた検査計画を策定することにより、再発を防止して参ります。

お客様ならびに関係する皆様方には多大なるご迷惑とご心配をお掛けしております事を深くお詫び申し上げます。今後かかる事態を二度と起こさないよう、管理体制に万全を期し、信頼の回復に努めて参ります。

記

1. フォークリフト用LPガス容器の流れ

別紙1のとおり

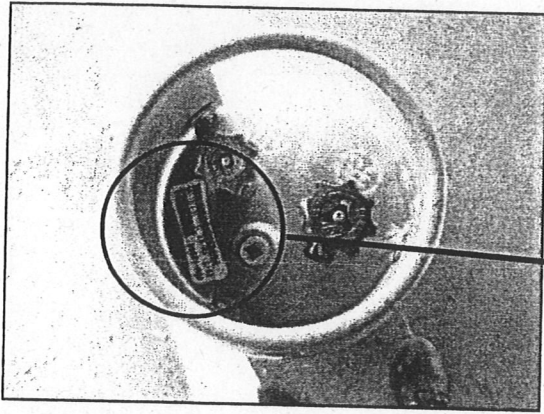
2. 法令違反の内容

- 高圧ガス保安法 第49条 第1項 検査の一部である耐圧試験を省いて検査合格としていた。
第49条 第3項 検査をしていない容器に刻印をしていた。
第52条 第3項 検査主任者がその職務を適正に行なっていなかった。
第60条 第1項 帳簿を改ざんし合格としていた。

フォークリフトに積載されている容器の刻印番号の確認をお願いいたします。

確認の方法

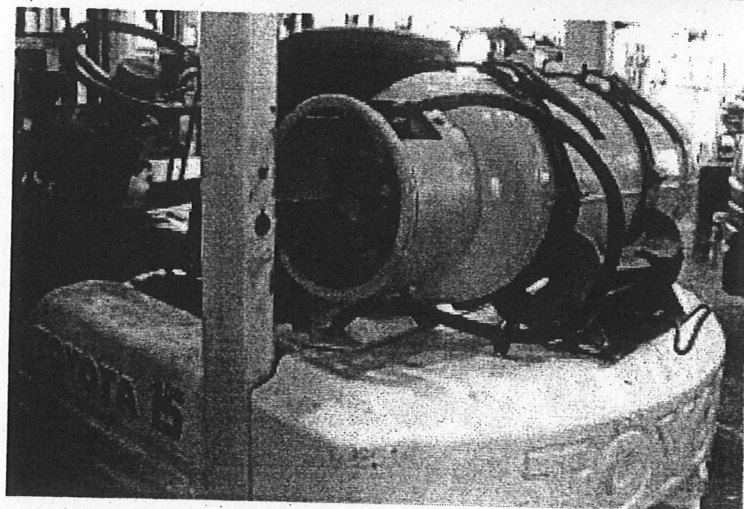
容器刻印番号(アルファベット+数字の組合せです。) 容器接続口近くにシールが貼ってあります。



(容器を上から見た写真)



(容器を正面から見た写真)



(車両後部に容器を積載している写真)